

岩手大学国際教育センター規則

令和2年9月24日 制 定

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人岩手大学学則第6条（以下「学則」という。）の規定に基づき、岩手大学国際教育センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、全学の学生を対象とした教育研究基盤施設として、グローバルな視点で社会課題解決に対応する能力の育成を行うことを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- 一 全学の国際教育の実施に関すること。
 - 二 外国人留学生及び海外留学を希望する学生への修学上及び生活上の指導・相談に関すること。
 - 三 外国人留学生のセンターへの受入れに関すること。
 - 四 外国人留学生等を戦略的に受け入れるための広報に関すること。
 - 五 国際交流・留学に係る危機管理に関すること。
 - 六 国際連携戦略の具体化に関すること。
 - 七 外国の大学及び研究機関等との学術・学生交流協定に関すること。
 - 八 教職員の海外派遣及び海外研修等に関すること。
 - 九 その他前条の目的を達成するために必要な業務に関すること。
- 2 センターの業務を行う際には、他部局と連携・協力を図るものとする。

(ユニット)

第4条 センターに、第3条の業務を遂行するため、ユニットを置くことができる。

(職員)

第5条 センターに、学則第14条の規定に基づきセンター長を置く。

- 2 センターに、専任教員を置く。
- 3 前2項に定めるほか、次に掲げる職員を置くことができる。
 - 一 副センター長
 - 二 その他センター長が必要と認めた者

(センター長)

第6条 センター長は、センターの業務及び運営を統括する。

- 2 センター長は、国際連携を担当する理事又は副学長をもって充てる。

(副センター長)

第7条 副センター長は、センター長を補佐する。

- 2 副センター長は、岩手大学の専任教員のうちから当該教員の所属する学部等の長の同意を得てセンター長が推薦し、学長が任命する。
- 3 副センター長の任期は2年以内とし、再任を妨げない。ただし、当該副センター長を推薦したセンター長の任期を超えないものとする。

(専任教員)

第8条 専任教員は、センターの業務を処理する。

(庶務)

第9条 センターの庶務は、国際課において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、令和2年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに採用された「岩手大学教員の任期に関する規則第2条」が適用される教員については、当該教員の任期が終了するまでの間、本規則第5条第2項に定める職員とし、本規則第3条に定める業務については、施行日の前日までの「岩手大学教育推進機構グローバル教育センター規則第3条」または「岩手大学教育推進機構規則第3条及び第13条」を適用する。